

東北地方太平洋沖地震の影響を受けた

職業紹介事業者、労働者派遣事業者の方へ

有料または無料の職業紹介事業の許可、一般労働者派遣事業の許可の有効期間が、平成23年8月30日までに満了する場合、

許可の有効期間を 平成23年8月31日まで延長します

対象となる事業主……以下の①②いずれにも当てはまる事業主

① 特定被災区域（※）に主たる事務所を有する事業主

（※）災害救助法が適用された市町村の区域（東京都は除く）

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村が該当します。（各県のホームページ、厚生労働省ホームページで確認できますが、追加される場合もありますので、ご注意ください）

② 平成23年4月10日から8月30日までの間に、有料または無料職業紹介事業の許可の有効期間が満了する事業主

または

平成23年6月11日から8月30日までの間に、一般労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業主



条件に当てはまる場合、許可の有効期間を平成23年8月31日まで延長します。これについての**特段の手続きは不要**で、お持ちの許可証のまま、平成23年8月31日まで、事業を続けることができます。

条件に当てはまらない場合でも、地震で影響を受けた事業主が、理由を記した書面により延長を申し出た場合、個別に有効期間が延長されますので、都道府県労働局にご相談ください。



平成23年8月31日まで有効期間が延長された事業主の許可の更新について

- **有料または無料職業紹介事業** の許可の更新を希望する場合は、**平成23年8月1日までに**
 - **一般労働者派遣事業** の許可の更新を希望する場合は、**平成23年5月31日までに**
- 申請書等の書類をご提出ください。

事業報告書等の提出について

平成23年3月11日から6月29日までの間に、法令上履行すべき義務について、東北地方太平洋沖地震の影響により期間内に履行できなかったが、平成23年6月30日までに履行した場合は、法令違反にはなりません。



具体的には

労働者派遣事業報告

.....2月決算の事業主は本来3月末が提出期限であるところ、6月末までに報告書を提出すればよいことになります。

職業紹介事業報告

.....平成22年度の事業報告について、本来4月末が提出期限であるところ、6月末までに報告書を提出すればよいことになります。

※なお、事業主の住所が特定被災区域にある場合は、その全事業所について猶予し、事業主の住所が特定被災区域以外にある場合は、特定被災区域内にある事業所分のみ猶予します。

**詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。
最新情報については、人材サービス総合サイトに随時掲載いたします。**

<http://www.jinzai-sougou.go.jp/Index.aspx>

